

## 東京特殊電線株式会社 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当社は東京特殊電線株式会社と称する。

2 英文ではTOTOKU ELECTRIC CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電線・ケーブルおよびその加工品の製造ならびに販売
- (2) 各種ワイヤおよびその加工品の製造ならびに販売
- (3) 電気機械器具、電子応用機器、情報の伝達および処理機器ならびに以上に  
関連する部品の製造ならびに販売
- (4) 非鉄金属の合金およびその加工品の製造ならびに販売
- (5) 合成樹脂製品の製造ならびに販売
- (6) 光ファイバー(光伝送線路) ならびにそれに関連する機器および部品の製  
造ならびに販売
- (7) 医療用機械器具の製造ならびに販売
- (8) 電気・電気通信工事の設計、施工、監理および請負
- (9) 不動産の賃貸借および管理
- (10) 倉庫業、貨物運送取扱事業およびその代理業
- (11) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命  
保険の募集に関する業務
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 各種情報処理システムの企画、設計、開発、保守および改良
- (14) 建築工事、設備工事の企画、設計、施工、監理および請負
- (15) 介護保険法による訪問介護、通所介護、福祉用具貸与等の居宅サービス事  
業および指定居宅介護支援事業ならびに福祉用具の販売
- (16) 前各号に掲げた事業に関する調査、研究、技術開発、技術指導ならびにそ  
れらの情報、技術、ノウハウ等の供与
- (17) 前各号の事業および経営上必要な他の事業に対する投資ならびに融資
- (18) 前各号に附帯関連しまたはこれを助成する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公 告)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、27,200,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の普通株式の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使できない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。
- (4) 次条に定める請求をする権利。

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社では取扱わない。

## (株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株主名簿、単元未満株式の取扱い、手数料、その他株式に関する事項は、この定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。

## (基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

## 第 3 章 株 主 総 会

## (総会の招集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

## (招集者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

## (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## (決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

## (議決権の代理行使)

第 18 条 株主またはその法定代理人が、代理人により議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名に限り、これを委

任することができる。この場合には、代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

- 2 代理権の授与は各総会ごとにしなければならない。

(総会の議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については累積投票によらない。
- 4 当社は、会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定するほか、役付取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集の通知)

第 25 条 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役の責任軽減等)

第 31 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠

償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する当該取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（執行役員）

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、当社の業務執行を担当する執行役員を置くことができる。

- 2 執行役員に関する事項は、取締役会の決議によって定める執行役員規程による。

## 第 5 章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集の通知）

第 34 条 監査等委員会招集の通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会議事録）

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

（監査等委員会規則）

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったと

きは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 41 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。

(中間配当)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(監査役の責任軽減等に関する経過措置)

- 第 1 条 当社は、第 102 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条の定めるところによる。
- 2 当社は、第 102 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 427 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条の定めるところによる。

1940 年 11 月 22 日制定	1973 年 12 月 25 日改正
1944 年 3 月 31 日改正	1974 年 12 月 25 日改正
1944 年 9 月 3 日改正	1982 年 7 月 22 日改正
1948 年 7 月 5 日改正	1983 年 7 月 22 日改正

1948年 10月 26日改正	1987年 7月 23日改正
1951年 9月 22日改正	1989年 6月 29日改正
1952年 5月 18日改正	1991年 6月 27日改正
1952年 7月 22日改正	1994年 6月 29日改正
1952年 12月 23日改正	1999年 6月 25日改正
1953年 6月 29日改正	2000年 6月 28日改正
1955年 12月 28日改正	2001年 6月 27日改正
1958年 12月 25日改正	2002年 6月 25日改正
1959年 12月 25日改正	2003年 6月 24日改正
1960年 12月 24日改正	2004年 6月 24日改正
1962年 6月 26日改正	2006年 6月 27日改正
1962年 12月 24日改正	2007年 6月 27日改正
1963年 12月 24日改正	2009年 6月 24日改正
1964年 6月 26日改正	2014年 6月 26日改正
1966年 6月 25日改正	2015年 3月 25日改正
1969年 12月 24日改正	2015年 6月 25日改正
1971年 12月 24日改正	2020年 6月 25日改正
1972年 12月 25日改正	